次

目

則

規

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の (環境管理課) 一九〇 防

部を改正する規則 岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の 岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

(労働産

用課) 二〇〇

00

(生活衛生課) 一九〇

(自然環境保全課) 一九〇

災

課) 一九〇

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の (恵みの森づくり推進課) 二〇〇

岐

示

部を改正する規則

(公共建築住宅課) 二〇〇

解除予定保安林とする旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始 美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

讠

水

課) 二〇三

同

道

路

維 Щ

持課) 二〇一

岐阜都市計画下水道事業の変更認可 八百津都市計画下水道事業の変更認可

保安林の指定予定 保安林の指定予定

毎週

岐 阜

県 公 報

(金曜日) 発行

(郡上農林事務所) 二〇四

(飛驒農林事務所) 二〇五

第 二千七 百 三 十 四 号

平成二十八年三月二十五日

公 示

基本測量の終了 公共測量の終了

多治見都市計画の図書の縦覧

都 同 用

課) 二〇七 課)二〇七

築 市

指 政

導 策

住宅供給公社公告

公営住宅又は共同施設の管理

土地改良事業の工事の完了

地

整 地

備

課) 二〇五 課) 二〇六) 二 分 六

開発行為の工事の完了

(公共建築住宅課) 二〇八

平成二十八年三月二十五日

め この規則は、平成二十八年四月一日から施行する 同表備考第三号中「第二条第二項」を「第二条第十三項」に改める。

則

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第十一号

岐阜県自然環境保全条例施行規則 (昭和四十七年岐阜県規則第百二号) の一部を次の 岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

第十三条第一号八夕中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改め

వ్య 附

ように改正する。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公布する。 岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

肈

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第十二号

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(岐阜県理容師法施行細則の一部改正)

第一条 ように改正する。 岐阜県理容師法施行細則 (昭和三十四年岐阜県規則第百六十号) の一部を次の

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

岐阜県 保健所長様

F 月 日

氏名

住所

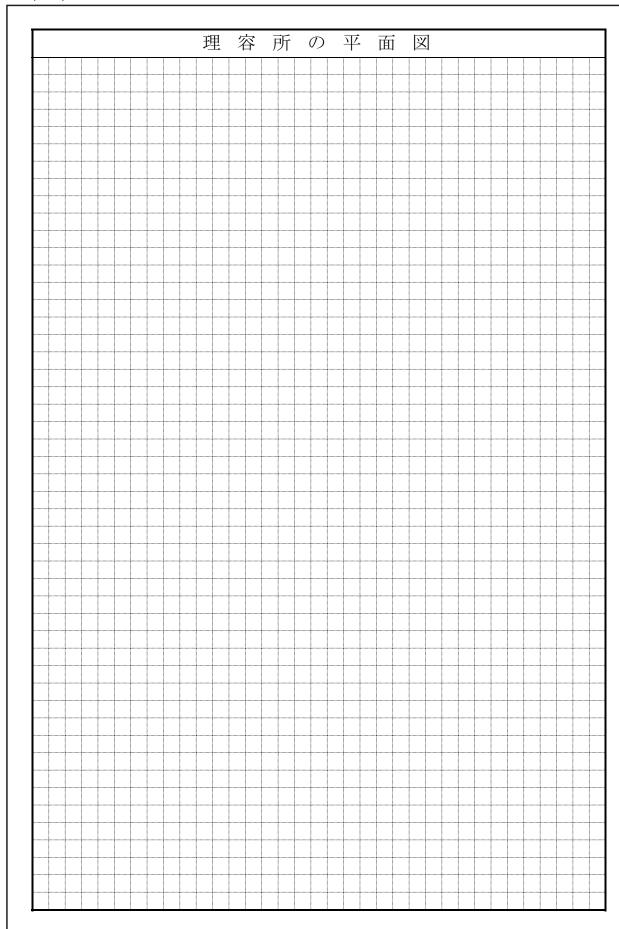
(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印)

理容所開設届出書

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の 規定により届け出ます。

	/ - / -	_ `	Э () /Д ()								
開	設	者	住 原	沂	〒 -	_					
用	砇	白						(電話)
								(毛叫			,
			氏名又は名	称							
					(法人にあつては作	弋表者氏名:)
開	設す	る	名	尓							
理											
垤	容	ולל	所 在 均	也	〒 -						
					<u>. I</u>						
								(電話)
			住原	沂	□開設者と同じ。	/ <u></u> <u> </u>	_				
管		理									
理	容	師	氏 名	Ä	□開設者と同じ。						
			登録番	号	大臣	第		号	年	 月	日
					都道府	県					
			講習会修	了	第	号		年	月	日	
開	設 予	定		h			н	※確認年月日	年	月	目
年	月	日		年	三 月		日	※廃業年月日	年	月	月
重	複 開	設	名和	尓	□理容所と同じ。	∕□他					
	容										
天	谷	ולו	施設電話系	も早	□理容所と同じ。	/□4h					
重	複開	設	□既開設	1 7	口柱付川と同じ。	/ LIE		※確認年月日	年	———— 月	月
	医年月		□予定(年	月	日)				
1)	∟ ⊤ ∕	1 ⊣	_ , ~_ (ı	/ •	- <i>/</i>	※廃業年月日	年	月	月

	構造及び設備の概要	
	総 面 積 : m²	
	作 業 場 : m² (基準:10 m²以上)	
	待 合 所 : m²	
作業場	理容用椅子 : 脚 (基準:(作業場面積-3.4)÷3.3 台以下)	
	床材料(不浸透性): コンクリート、タイル、リノリューム、板、その他(,
	腰 板(不浸透性): コンクリート、タイル、リノリューム、板、その他(
	従事者専用手洗設備: 台	
先 髪 設 備	洗髪専用設備 : 陶器製 箇所、その他 () 給湯設備 : 有 ・ 無 使用水 : 水道水、井戸水、その他 ()	箇所
	排水 : 下水道、その他(
	洗い場(流水装置):陶器製 箇所、その他 () 給湯設備 : 有 ・ 無 使用水 :水道水、井戸水、その他 () 排水 :下水道、その他 ()	箇所
先浄・消毒 設備	紫外線消毒器 : 台 煮沸消毒器 :	台
	蒸気消毒器 : 台	
	薬品消毒ボタノール有・無次亜塩素酸ナトリウム:有・無逆性石ケン:有・無グルコン酸クロルヘキシジン:有・無両性界面活性剤:有・無	
	汚 物 箱 (ふた付き): 個	
	毛 髪 箱 (ふた付き): 個	
附带設備	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料 : 有 無	
	皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと 未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等: 有 ・ 無	
	換気(基準:炭酸ガスの量 5 cm²/L以下) 換気窓 ・ 換気扇(台) ・ 空気調和設備(台)	
採光換気	照 明 (基準:作業面の照度 100 ルクス以上) 蛍光灯: ワット 本・ ワット 本・ ワット 本 電灯: ワット 個・ ワット 個・ ワット 個 LED: ワット 個・ ワット 個・ ワット 個	



			業者名	登録番	号					
		氏名	講習会修了							
	1		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	2		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	3		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	4		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
里容 師			第	号 年	月		日			
E 谷 叫	5		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	6		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	7		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	8		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	9		大臣・	都道府県 第	号	年	月	日		
			第	号 年	月		日			
	10		大臣・	都道府県 第	号	年	月	Ħ		
			第	号 年	月		日			
			氏 名							
	1		6							
	2		7							
里容師										
人外の	3		8							
É業者										
	4		9							
	5		10							

- (1) 理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び管
- (1) 理容師については、結核、反層疾患での恒厚生労働人民の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断者及び官理理容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証する書類を添えること。
 (2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添えること。
 2 不要の箇所は、抹消すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

月

目

第1号様式(第2条関係)

岐阜県

保健所長様

住所

氏名

(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印)

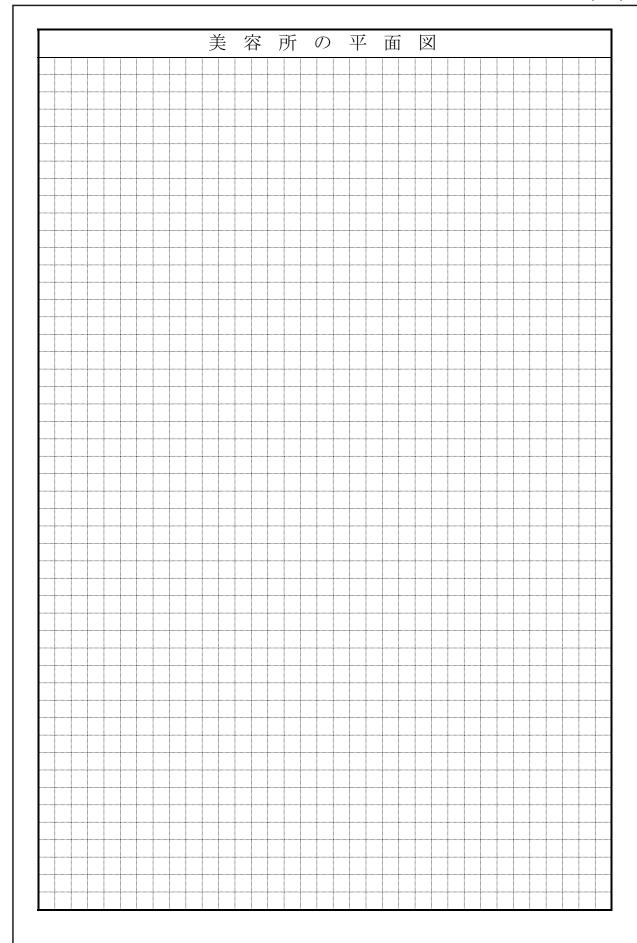
美容所開設届出書

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の 規定により届け出ます。

	о у д о р								
開設者	住所	〒 -							
m px 13					(電話)
	氏名又は名称								
		(法人にあつては作	弋表者氏名:)
開設する	名称								
	所 在 地	<u>T -</u>			(電話)
管理	住 所	□開設者と同じ。	/ <u>Ŧ</u>	=					,
美容師	氏 名	□開設者と同じ。	/						
	登録番号	大臣 都道府!	第 県		号	年	月		日
	講習会修了	第	号		年	月		目	
開設予定	白	F 月		日	※確認年月日		年	月	目
年 月 日		71		H	※廃業年月日	4	年	月	目
	名 称	□美容所と同じ。	∕□他						
理容所	长型最老亚目	口类皮式上口的	/ III // In						
重複開設	施設電話番号 □既開設	□美容所と同じ。	∕□他		※確認年月日			 月	目
予定年月日	□予定(年	月	日)	※廃業年月日		年	月	目

報

	構造及び設備の概要		
	総面積 : m²		
	作 業 場 : m² (基準:10 m²以上)		
	待合所: m²		
作業場	美容用椅子 : 脚 (基準 :(作業場面積-4.72)÷2.64	台以⁻	下)
	床材料(不浸透性): コンクリート、タイル、リノリューム、板、その他(,,,,,)
	腰板(不浸透性): コンクリート、タイル、リノリューム、板、その他()
	従事者専用手洗設備: 台		,
冼 髪 設 備	洗髪専用設備 : 陶器製 箇所、その他(給湯設備 : 有 ・ 無)	箇所
V	使用水 : 水道水、井戸水、その他()		
	洗い場(流水装置):陶器製 箇所、その他()	箇所
	給湯設備 : 有 ・ 無 使用水 :水道水、井戸水、その他()		
	排水 : 下水道、その他 ()		
洗浄・消毒 設備	紫外線消毒器 : 台 煮沸消毒器 :		台
	蒸気消毒器 : 台		
	薬品消毒 エタノール : 有 ・ 無		
	次亜塩素酸ナトリウム : 有 ・ 無		
	逆性石ケン <td: td="" 有<=""> ・ 無 グルコン酸クロルヘキシジン: 有 ・ 無</td:>		
	両性界面活性剤 : 有 ・ 無		
	汚 物 箱 (ふた付き): 個		
	毛 髪 箱 (ふた付き): 個		
附帯設備	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料 : 有 ・	無	
	皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと 未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等: 有 ・	無	
		個	
	入 消毒済品用容器: 大消毒品用容器:	個	
	換気(基準:炭酸ガスの量 5 cm²/L 以下)		
	換気窓・換気扇(台)・空気調和設備(台)	
採光換気	照 明 (基準:作業面の照度 100 ルクス以上) 蛍光灯: ワット 本・ ワット 本・ ワット	本	
	電灯: ワット 個・ ワット 個・ ワット	個	



		(注)	養 者	<u> 11</u>	_ 簿	日瓜口				
		氏名	登録番号 講習会修了							
	1			大臣・				年	月	F
			9		号		月		日	
	2			大臣・					月	H
					号				日	
	3			大臣・			号	年	月	E
					号		月		日	
	4			大臣・			号	年	月	E
美容 師					号		月		日	
	5			大臣・			号	年	月	E
					号	年	月		日	
	6				都道府県		号	年	月	F
					号	年	月		日	
	7			大臣·			号	年	月	E
					号		月		日	
	8			大臣・			号	年	月	E
					号		月		日	
	9			大臣・			号	-	月	E
					号		月		日	
	10				都道府県		号	年	月	E
					号	年	月		日	
	1		氏	6	名					
	1			0						
	2			7						
美容師										
以外の	3			8	_					
 	4			9						
	4			9						
	5			10						

- :1 添り書類
 (1) 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び管理美容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証する書類を添えること。
 (2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添えること。
 2 不要の箇所は、抹消すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

附

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県規則第十三号

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

ように改正する。 岐阜県職場適応訓練委託規則 (昭和三十八年岐阜県規則第百二十九号) の一部を次の

務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。 第二条第三号中「及び小学校」を「(特別支援学校の幼稚部を含む。) 及び小学校 (義

則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則 (昭和四十一年岐阜県規則第百号) の一部を次のように改正

校 (義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。 第三条第一項第四号中「及び小学校」を「(特別支援学校の幼稚部を含む。) 及び小学

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

田 肈

岐阜県知事

古

岐阜県規則第十五号

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則 (平成二十五年岐阜県規則第六十一号) の一部を次

のように改正する。

第六条第五項第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、

(特定規模電気事業者を除く。)」を削る。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公布する。 岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第十六号

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

十八号)の一部を次のように改正する。 岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則(平成十三年岐阜県規則第百二

第四条中「岐阜県都市建築部公共建築住宅課」を「岐阜県都市建築部住宅課」に改め

శ్

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

類の道 種路

路 線 名

X

間

別前変区 後更域

ル (員敷 (メー の ト 幅

メート 長

備 考 延

上野九八九番地先から郡上市和良町方須字深瀬

Α

三、「「「

Ξ

解除の理由

土砂の流出の防備

指定理由の消滅

保安林として指定された目的

中津川市落合字馬場渡二五二五の四、二五二七の三

解除予定保安林の所在場所

告

示

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその 岐阜県告示第百九十四号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣か

平成二十八年三月二十五日

内容を告示する。

古 田

岐阜県知事

岐阜県告示第百九十五号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐

次のように変更したので告示する。

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第百九十六号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

	1
	路
	線
	名
	区間
	IEU
	別前変区 後更域
	ル (メート ト ー ト
	ル (メート 長
	備
	考
Н	

類の道 種路

		国一 道般 六二 号五 十		
一八〇〇番八地先まで 同 市金山町金山字長畑四二番一地先から	四二番一地先まで下呂市保井戸字大下一〇上野九八九番地先から都上市和良町方須字深瀬郡	二九〇九番二地先まで 同 市同 町同 字同 二八四八番九地先から	四二番一地先まで四二番一地先まで四二番一地先まで	一八〇〇番八地先まで下呂市金山町金山字長畑
八〇〇番八地先まで「一番一地先から」		地 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		7地先まで 畑
D ·	B — ○ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	C 一。季	前 B 一〇・万 二三七	
一二、八九四	九、二〇二十〇	<u> </u>	九二0二十0	
		用号四般 [と十国] 重一道-	つう分地すに(は °をのる表[- い区敷示]	係DCA 図は及 面関び ^B

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐阜県告示第百九十八号

類の道

県道 和濃加茂線 谷口五五八三番一地先か郡上市八幡町小那比字上 で 同 五五七五町 番同 地 先字 ま同 後 前 떌 ❖ 李 <u>-</u>5 華〇 — ₩ 0

岐阜県告示第百九十七号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

Ĭ	Ĭ	種路
美	大	路
並	和	線
*	泉	名
八二七番五地先まで同 市同 町同 字同	平八二七番四地先から郡上市美並町上田字歩岐	区間
後	前	別前変区 後更域
三 三 二 二	三。	ル (メート ト
100•0	I 00•0	ル (メート ト
		備
		1

県

二四九三番五地先まで同 市同 町岩瀬字橋土 一八〇〇番八地先から下呂市金山町金山字長畑 |四九三番五地先まで|| 市同 町岩瀬字橋土

後 B 前 В ~

三天 奈介 0

~ 一系、奈介 0

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

間

別前変区 後更域

11

ル

メート

メー

1 長

備

考

員敷 地 の幅

延

肇

県道 類の道 種路 明金 路 線 宝山線 名 らりロビラ三三番二地先か下呂市金山町祖師野字ゴ 二同 四九三 八〇〇番八地先から呂市金山町金山字長畑 X 二番五地先まで 同 町岩瀬字橋土

Α

₹₹

→ ₹0•0

う分地すに係BA 。をのる表図は及 い区敷示面関び

÷

平成二十八年三月二十五日

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

次のように変更したので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

岐阜県告示第百九十九号

岐阜県知事

古 田

線 名 X 閰 別前変区 後更域 員敷 地の幅 メート 延 ル メー 1 長 考

類の道 種路

路

岐阜県告示第二百一号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都

岐

県道 山勝 田山線 五二七番一地先から加茂郡坂祝町勝山字沢渡 五二六番一地先まで同 郡同 町同 字沢渡 寺四一八番一地先から加茂郡坂祝町勝山字見城 五同 一 六郡 番同 一 地 先 ま で 同 字 同 後 前 一 七 二 二 五 二 = 重と祝県変起 用一関道更点 部線坂 の

岐阜県告示第二百号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十八年三月二十五日

国一道般	類の道 種路
六二 号百 五 十	路線
	名
○九番二地先まで 同 市同 町岩瀬字舟滝二九 一九三番二地先から 下呂市金山町乙原字坂ヶ洞一	区間
三一六二三	ル (延) メ ー ト長
元 平 ・ 成 三 宝	の期間
示平 ・ 成 三 芸	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

岐阜県知事 古 田

施行者の名称

岐南町

= 岐阜都市計画下水道事業 岐南町公共下水道 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十三年十一月二十一日から 事業施行期間

Ξ

事業地を表示する図面において表示する。

市計画下水道事業の変更を認可したので、 同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

施行者の名称

美濃加茂市

= 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道

事業施行期間

Ξ

平成三十三年三月三十一日まで 昭和六十一年七月八日から

四

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百二号

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

四

平成三十三年三月三十一日まで

岐阜県知事 古 田

四

平成三十三年三月三十一日まで

事業地を表示する図面において表示する。

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示 岐阜県告示第二百五号 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、次

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所

五二九の一から五二九の三まで、五三〇の一、五三〇の二 郡上市白鳥町長滝字伽藍ケ瀬四一四の一、四一四の二、四一 一五、字洞口五二六の一、

二指定の目的

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字伽藍ケ瀬四一四の一、四一四の二、四一五

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

古

田

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

落石の危険の防止

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所

公

示

土地改良事業の工事の完了

十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

業	事業の種類		
(農地防災)谷級地区	(農道整備)谷級地区	(農業用用排水施設整備)	施行に係る地区名
平成二・一・三〇	平成二七・ 三・二〇	平成二八・ 一・一五	工事完了年月日

十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 土地改良事業の工事の完了 暗 渠湿 排地 水

(206)

谷

X

平成二四・一二・一

四

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田

業 中山間地域総合整備事 事 の 種 類 中 施 (農業用用排水施設整備)中津川西部地区 行 道西整部 に 係る 地 備地 X X 名 平成二六・一〇・三一 平成二七・ I 事 完 了 三・一八 年 月 日

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古 田

岐阜市 作業機関

平成二十七年六月二十九日から

同

二十八年二月二十九日まで

作業期間

基本測量

(電子基準点現地調査)

作業種類

国土交通省国土地理院

作業機関

四 作業地域

高山市

公共測量の終了

(昭和二十四年法律第百九

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により岐阜地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があっ 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事

古

田

作業機関

岐阜地方法務局

作業種類 公共測量 (不動産登記法第十四条第一項地図作成

Ξ 作業期間

平成二十七年十一月十九日から

同 二十八年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市鏡島地区

公共測量の終了

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古

田

田

1	第2734号		岐	阜 県 <u>(</u>	公 報 平成 28	3 年3月 25日	(208)
平成二十八年三月二十五日発行	営住宅及びその共同施設は阜県県営住宅条例(四二・事業主体に代わって管理に専業主体に代わって管理に事業主体に代わって管理に対している。	平成二十八年三月二十五日	(昭和二十六年法律第百九十三号 本公社において、次のとおい 岐阜県住宅供給公社公告第一号	住宅	同に西建築第三一号の二の三九・一・二五の三九・一・三の三九・一・三の同二八・一・二の一十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十十二十十十十十十十十十十	同に西建築第三〇号の六	同に大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発 行 所者	(ソピア・フラッツ及びその共同関和三十五年岐阜県条例第二号)理を行う公営住宅又は共同施設の管理を行る公営住宅又は共同施設の管理を行る		平成二十八年三月二十五日(昭和二十六年法律第百九十三号) 第四十七条第二項の規定により公告する(昭和二十六年法律第百九十三号) 第四十七条第二項の規定により公告するで、本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、岐阜県住宅供給公社公告第一号	住宅供給公社公告	本巣郡北方町北方字長谷川一八五七番(第一工区)	同都笠松町江川字向野九七番	所管法定外公共物(水路)の番、一一一番、一二二番及び岐南町番、九四番、九五番、一〇九番、一一羽島郡岐南町平成六丁目八九番、九〇
岐 阜 県岐阜市籔田南二丁目一番一	で、) 現に規定する	で 可 に 規 定 す 博	1する。		同	道路	道路、緑地
号 庁 県	見		· 法 ————— 四	 =	同	同	同
編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一 岐 阜 文			平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間	支急県県営主を系列第四十九条第二頁等minこもずる権根を守うことで事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容	支店長 内 山 全 浩 文店長 内 山 全 浩	代表取締役岩塚健治	代表取締役高、島、正、秀、高島衛生工業有限会社、日本のでは、日
芸 社			6				